

大分県報

令和七年
第六三五号
八月二十六日

（火曜日）

目次

公安委員会規程

大分県公安委員会における情報セキュリティ基本方針……………一

告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく縦覧（二件）……………一

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………二

こいの持ち出し制限の範囲……………三

道路区域の変更（二件）……………三

道路の供用開始……………三

大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………四

建築基準法による道路位置の指定……………四

○公安委員会規程

大分県公安委員会規程第2号

大分県公安委員会における情報セキュリティ基本方針を次のように定める。

令和7年8月26日

大分県公安委員会委員長 久 家 里 三

大分県公安委員会における情報セキュリティ基本方針

（目的）

第1条 この基本方針は、大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、公安委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

(1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。

(2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。

(3) 可用性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者が必要ときに当該情報を利用できることをいう。

(4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。

(5) 警察情報システム 大分県警察が設置する情報システムをいう。

(6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であつてその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であつて公安委員会が取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

（管理対象情報の分類）

第3条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

（公安委員会委員の責務）

第4条 公安委員会委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適切に取り扱うなければならない。

（情報セキュリティ対策等）

第5条 公安委員会の運営に関して、警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この基本方針に定めるもののほか、大分県警察における警察情報セキュリティポリシーによるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月26日から施行する。

○知 示

大分県告示第百三十六号

次の者から提出のあつた一般廃棄物処理施設の変更許可申請について、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九条第二項により準用される同法第八条第四項の規定により、次のとおり告示するとともに、当該許可申請書等を縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和七年八月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名

中津市大字田尻二千五百番地の一

株式会社大和

代表取締役 伊 藤 秀 昭

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

中津市大字田尻字余水川新開二千五百一番一ほか二十八筆

三 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、ばいじん、十三号廃棄物と同一の性状を有する

一般廃棄物

五 申請年月日

令和七年五月十六日

六 縦覧期間

令和七年八月二十六日から同年九月二十六日まで

七 縦覧場所

大分県生活環境部循環社会推進課及び北部保健所

大分県告示第三百三十七号

次の者から提出のあった産業廃棄物処理施設の変更許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第二項により準用される同法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示するとともに、当該許可申請書等を

縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和七年八月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名

中津市大字田尻二千五百番地の一

株式会社大和

代表取締役 伊 藤 秀 昭

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

中津市大字田尻字余水川新開二千五百一番一ほか二十八筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハに規定する管理型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鋳さい、がれき類、ばいじん、十三号廃棄物、廃石綿等

五 申請年月日

令和七年五月十六日

六 縦覧期間

令和七年八月二十六日から同年九月二十六日まで

七 縦覧場所

大分県生活環境部循環社会推進課及び北部保健所

大分県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年八月二十六日				大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	
事 業 名		地区名	縦 覧 期 間	縦覧場所	
県営経営体育成基盤整備事業 （区画整理）		津久見地区	令七・八・二六から 令七・九・一六まで	津久見市役所	
大分県告示第三百三十九号					
令和七年大分県内水面漁場管理委員会告示第一号（こいの持ち出しの制限）に基づく水域の範囲を次のとおり定める。					
令和七年八月二十六日		大分県知事 佐 藤 樹 一 郎			
一 大分川水系の本流、支流及び派流					
二 筑後川水系の大分県区域の本流、支流及び派流					
三 山国川水系の大分県区域の本流、支流及び派流					
四 伊呂波川水系の本流、支流及び派流					
五 駅館川水系の本流、支流及び派流					
六 自見川水系の本流、支流及び派流					
七 八坂川水系の本流、支流及び派流					
八 大野川水系の本流、支流及び派流					
九 豊後高田市西真玉字潮見の貯水池					
大分県告示第三百四十号					
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。					
その関係図面は、令和七年八月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。					
令和七年八月二十六日		大分県知事 佐 藤 樹 一 郎			
道路の種類		区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員 延 長	
武蔵線		国東市安岐町両子字川原一二二番三から 国東市安岐町両子字園田ノ上二六番二まで	前	三・二 、 四・一	メートル 三〇二・八
		国東市安岐町両子字川原一二二番一から 国東市安岐町両子字園田ノ上二六番二まで	後	五七・一 、 二〇・九	メートル 三〇二・八
大分県告示第三百四十二号					
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の					

供用を開始する。

その関係図面は、令和七年八月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道文珠山浜線

国東市国東町来浦字長野前一六〇番五から
国東市国東町来浦字長野前一六〇一番六まで

令七・八・二六

大分県告示第三百四十三号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 日出港の(二)概要の表中

H―一―三

野積場

一、五八四・八六
平方メートル

を

H―一―三

附属地

一、五八四・八六
平方メートル

に

改める。

大分県告示第三百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和七年八月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定番号

指 定 位 置

指 定 年 月 日

道路の幅員

道路の延長

別第六―四号

速見郡日出町大字藤原字二本
榎一九二九番四及び一九二九
番二の一部並びに一九二九番
二及び一九二九番四の各地先
里道

令七・七・二四

メートル
五・五〇
四・〇六

メートル
三八・四九